

農業担い手メールマガジン（第101号）

インデックス

現場の皆さんへ ~ G A P であなたも経営改善！！ ~

担い手のための耳寄り新技術

~ 地表面マルチと点滴かん水を組み合わせた高品質かんきつ栽培技術 ~

農業担い手経営相談コーナー

~ 集落営農組織における消費税の取扱いについて ~

現場の皆さんへ

~ G A P であなたも経営改善！！ ~

秋晴れのすがすがしい時期を迎えましたが、皆さんいかがお過ごしでしょうか。

さて、皆さんはG A P（ギャップ：農業生産工程管理手法）という言葉をお聞きになったことがありますでしょうか。G A Pの取組は、まず、農業生産工程の全体を見通して、生産者自身が食の安全や環境保全などの観点から注意すべき点検項目を決め、これに沿って農作業を行うことに始まります。そして、それらを記録し検証することによって、農業生産を工程管理し、改善を行っていくための手法です。

このようにG A Pは、以前にお話ししたP D C Aサイクルの実践手法の1つであり、生産者自らが何をすべきかを考え、その結果を実行に移していくための有効な手法です。

実際にG A Pに取り組むと、食の安全確保や環境保全、労働安全の面でレベルアップが図られる上、品質向上やコスト削減などのきっかけにもなり、経営全般の改善につながる重要な効果も期待できます。

海外での取組を見てみると、欧州では「G L O B A L（グローバル）- G A P」の認証が進んでおり（平成18年時点の認証件数は5万9千件）、認証を受けることが農産物の取引条件となっている例もあります。また、中国や韓国のように、国単位で独自のG A Pを定めている例もあります。わが国では、農林水産省が生産者が自らの点検項目を定めるための材料として定めた基礎G A Pがあるほか、G L O B A L - G A Pの同等性認証を受けているJ G A P（ジェイギャップ）や各都道府県や民間団体、生産者、小売業界などがそれぞれの実情に合わせて定める独自のG A Pもみられます。

生産者が生産工程を記録・検証し、自ら考えてこれを改善するG A Pの取組は、担い手の皆さんが、消費者からの信頼を得ながら、外国産品に負けない国産農産物を提供していく上で、ますます重要になっていくでしょう。皆さんもG A Pへの取組を通じて、経営改善をいま一歩進めてみてはいかがでしょうか。

G A Pについての情報は下記をご参照下さい。

[http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/gap/index.htm](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm)

ご意見・ご質問は下記へお願いいたします

[https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM\\_NO=120](https://www.voice.maff.go.jp/maff-interactive/people/ShowWebFormAction.do?FORM_NO=120)

### 担い手のための耳寄り新技術

～ 地表面マルチと点滴かん水を組み合わせた高品質かんきつ栽培技術～

かんきつ経営向けに、気象条件に左右されずに高糖度の果実が生産できる栽培技術を近畿中国四国農業研究センターが開発しました。これは、透湿性シートによる地表面マルチと点滴かん水（液肥施用）を組み合わせたもので、「マルドリ方式」と呼んでいます。

この技術を活用すると、降水量の多少による影響を抑えながら、果実生育期間の土壌環境を適正に維持・管理することが可能で、かんきつの品質向上と連年安定生産が期待できます。全国のかんきつ栽培地域で適応可能で、温州ミカンを中心に普及しています。主な特徴は次のとおりです。

- (1) マルドリ方式の導入により、着色が良く糖度の高い高品質果実の生産率を高めることができます。
- (2) - カロテン、 - クリプトキサンチン等の機能性成分含量の多い果実を生産できます。
- (3) 現地実証試験などの結果では、4 haの大規模農家では2割程度（80a）、1～2 ha規模の農家では3割程度（30～60a）の面積にマルドリ方式を導入すると効果的でした。
- (4) 導入に必要な経費は、マルチ用の透湿性シートと点滴かん水及び施肥装置を導入した場合、マルドリ方式導入面積10aあたり35～45万円です。
- (5) 10aあたり2トン生産できる園地で、レギュラー品よりも高品質果実を1キロあたり100円以上高く販売できたとすれば、収益を20万円増やすことができますので、2～3年で導入経費を回収することができます。

このように、温州ミカン等のかんきつが連年安定生産できるため、経営の収益が向上します。産地の活性化にも大きく寄与する可能性の高い技術ですので、是非ともご活用いただきたいと思います。

マルドリ方式の詳細は、技術マニュアルをご覧ください。

[http://wenarc.naro.affrc.go.jp/tech-i/4/man\\_maru\\_web.pdf](http://wenarc.naro.affrc.go.jp/tech-i/4/man_maru_web.pdf)

カンキツの高品質・安定生産関連技術については、以下にお問い合わせ下さい。

[www-wenarc@naro.affrc.go.jp](mailto:www-wenarc@naro.affrc.go.jp)

(独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構近畿中国四国農業研究センター  
四国研究センター広報担当 香川県善通寺市仙遊町1-3-1 TEL0877-63-8107)

## 農業担い手経営相談コーナー

### ～ 集落営農組織における消費税の取扱いについて～

Q．集落営農組織を運営していますが、消費税の取扱いについて、分かりやすく教えてください。

A．消費税は、物品の販売やサービスの提供を行う事業者の売上高に対して課税されるものです。消費税の算定に当たっては、その基準となる期間（個人事業者は前々年、法人は前々事業年度）があり、その期間内の売上高（課税売上高）が1,000万円以下の事業者は、原則として課税されません。

集落営農組織における消費税については、集落営農組織が行う農産物の販売、農作業受託等による所得について、

（１）「任意組合」として組織の組合員がそれぞれ個別に申告する

（２）「人格のない社団」として組織が申告する

のいずれの方法で申告するかによって、その取扱いが異なります。

まず（１）の場合、組合の事業の売上高や仕入高は、組合が定めた分配割合に応じ、各組合員の売上高や仕入高として取り扱われます。この売上高（組合員が個別に他に事業を行っている場合には、その事業の売上高を合算）が1,000万円以下の組合員は原則として納税する必要はありません。この取扱いは、個別経営の農業者と同じです。

一方、（２）の場合、基準期間の売上高が1,000万円を超える際には、「組織」が納税することになります。ただし、水田・畑作経営所得安定対策や産地づくり交付金などの補助金は、この場合の売上高には含まれません。

なお、「任意組合」か「人格のない社団」かという集落営農組織の形態の選択は、それぞれの組織の運営実態などに照らして、自主的に選択して良いことになっています。

特に、「任意組合」を選択する際には、

ア 組合の規約の中で、利益等をすべて組合員に対して分配することを規定していること

イ 運営の中で、組合の利益等を組合員ごとに按分して通知しており、すべて組合員のものとして取り扱っていること

ウ 組合の純資産（資本）がある場合には、その持分を組合員ごとに確定しており、すべて組合員のものとして取り扱っていること

に留意した運営を行っているかどうか、選択の基本となります。

## 編集後記

台風が一つも本土に上陸しない中、いよいよ秋本番といった気候になりました。秋口は一日の寒暖の差が激しいため、屋外での作業は、重ね着で温度調節に気をつけたいものです。

わが家では、菜園の隅の管理もしていない場所から勝手にゴーヤーが生え、今さら

ながら収穫期を迎えています。植物の生命力の強さに改めて感心させられました。

( S )

電子出版：農業担い手メールマガジン

発行日　：毎月2回発行

発行元　：農林水産省経営局経営政策課　担当：鈴木

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/index.html>

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>